

特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について（指定医療機関用）

新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
<p>第1 制度の概要について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自己負担割合 ・医療保険や介護保険の患者負担割合が3割の者については、負担割合が2割に軽減される。 なお、医療保険の患者負担割合が2割の者や75歳以上で1割の者のほか、介護保険についても患者負担割合が<u>2割</u>や1割の場合は、それぞれの制度の負担割合が適用される。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p>	<p>第1 制度の概要について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自己負担割合 ・医療保険の患者負担割合が3割の者については、負担割合が2割に軽減される。 なお、医療保険の患者負担割合が2割の者や75歳以上で1割の者のほか、介護保険についても患者負担割合が1割の場合は、それぞれの制度の負担割合が適用される。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p>
<p>第2 指定医療機関窓口での自己負担徴収等に係る取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受給者証の公費負担者番号の法別番号は「54」、実施機関番号は「601」（平成30年4月1日以降、指定都市にあつては700番台の番号を設定）と「602」（平成30年4月1日以降、指定都市にあつては800番台の番号を設定）に分かれている。被保護者であつて医療保険各法の被保険者<u>及び被扶養者</u>以外の者は、実施機関番号「602」（又は800番台）であり、それ以外の者は実施機関番号「601」（又は700番台）である。 なお、実施機関番号「501」については、平成29年12月31日をもって経過措置が終了したことに伴い、平成30年1月1日以降は廃止となっている。 誤つて古い医療受給者証を提示していないか、公費負担者番号及び有効期間を確認すること。</p>	<p>第2 指定医療機関窓口での自己負担徴収等に係る取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受給者証の公費負担者番号の法別番号は「54」、実施機関番号は「601」（平成30年4月1日以降、指定都市にあつては700番台の番号を設定）と「602」（平成30年4月1日以降、指定都市にあつては800番台の番号を設定）に分かれている。被保護者であつて医療保険各法の被保険者以外の者は、実施機関番号「602」（又は800番台）であり、それ以外の者は実施機関番号「601」（又は700番台）である。 なお、実施機関番号「501」については、平成29年12月31日をもって経過措置が終了したことに伴い、平成30年1月1日以降は廃止となっている。 誤つて古い医療受給者証を提示していないか、公費負担者番号及び有効期間を確認すること。</p>

(3) ~ (12) 略

第3 ~ 第5 略

別紙1

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症

(略)

331	特発性多中心性キャッスルマン病
<u>332</u>	<u>膠様滴状角膜ジストロフィー</u>
<u>333</u>	<u>ハッチンソン・ギルフォード症候群</u>

別紙2・3 略

別紙4

① 略

② 被保護者であって、医療保険各法の被保険者 及び被扶養者 以外の者

別紙5 略

(3) ~ (12) 略

第3 ~ 第5 略

別紙1

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症

(略)

331	特発性多中心性キャッスルマン病
-----	-----------------

別紙2・3 略

別紙4

① 略

② 被保護者であって、医療保険各法の被保険者以外の者

別紙5 略